

| 審査対象 | | | | | | | | | | | | | | 特記事項 | 審査項目 | 基準 | 配点 | 項目設定の根拠・理由等 | 備考 | |
|-------------|------|---------|------|------|------|--------------|---------|------|--------------|---------|----------|------|---------|------|--|--|--|---|---|--|
| 創設 | | 改築 | | 増築 | | 老朽民間社会福祉施設整備 | 大規模修繕等 | | 大規模修繕等(賃貸物件) | | 避難スペース整備 | | | | | | | | | |
| 通所施設 | 入所施設 | グループホーム | 通所施設 | 入所施設 | 通所施設 | 入所施設 | グループホーム | 通所施設 | 入所施設 | グループホーム | 通所施設 | 入所施設 | グループホーム | | | | | | | |
| I 事業の必要性 | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | 大規模修繕等では新規に事業を始める場合及びグループホームで住居を追加する場合。創設で移転整備するもの(定員の増がないものに限る)は除く。 | (1) 利用者のニーズ | ①施設の定員の8割以上の利用予定者が確実に見込める場合。 | +4 | (根拠) ・H25.5.15「社会福祉施設等施設整備費の国庫負担(補助)の適正執行について」(課長通知) ・定員の割合については、県独自の基準による。 | ・利用予定者を確認できるもの(利用予定者名簿等)により確認する。 ・1年後の見込みは、熊本県障がい福祉計画に定める圏域ごとの利用量見込みをもとに確認する。 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | ②当初は、施設の定員の8割以上の利用予定者を見込めないが、事業開始後1年以内に定員を充足する利用者が見込める場合。 | +2 | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | ●審査対象外●当初、施設の定員の8割以上の利用予定者が見込めず、事業開始後1年が経過しても定員を充足する利用者が見込めない場合。 | × | | |
| | | | | | | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | (2) 利用者のニーズ(避難スペース) | ①市町村との協議を踏まえ、避難スペースで受け入れを予定している在宅の障がい者等の数を把握しており、必要性の高い整備である。 | +2 | (根拠) ・県独自の基準：利用者のニーズ及び市町村の施設整備に関する考え方等で評価する。 | ・市町村の意見書や聞き取りにより、施設整備にの必要性や市町村の考えを確認する。 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | ②避難スペースで受け入れを予定している在宅の障がい者等の数を把握しておらず、具体性のない計画である。 | ±0 | | |
| | | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | 大規模修繕等では新規に事業を始める場合及びグループホームで住居を追加する場合。創設で移転整備するもの(定員の増がないものに限る)は除く。 | (3) 熊本県障がい福祉計画との整合性 | ①県障がい福祉計画に定める令和3年度末のサービス必要見込量に対する定員数等が6割に満たないため、特に整備が必要である場合。 | +4 | (根拠) ・熊本県障がい福祉計画(第6期熊本県障がい福祉計画、第2期熊本県障がい児福祉計画) |
| | | | | | | | | | | | | | | | ②県障がい福祉計画に定める令和3年度末のサービス必要見込量に対する定員数等が6割に達しているものの、更に整備が必要である場合。 | | | +2 | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | 定員数等が既に熊本県障がい福祉計画に定めるサービス必要見込量を超えている場合。 | | | ±0 | | |

| 審査対象 | | | | | | | | | | | | | 特記事項 | 審査項目 | 基準 | 配点 | 項目設定の根拠・理由等 | 備考 | |
|-------------|------|---------|------|------|------|--------------|---------|------|--------------|---------|----------|------|------------------------------------|---|-------------------------|---|-------------|--|---|
| 創設 | | 改築 | | 増築 | | 老朽民間社会福祉施設整備 | 大規模修繕等 | | 大規模修繕等(賃貸物件) | | 避難スペース整備 | | | | | | | | |
| 通所施設 | 入所施設 | グループホーム | 通所施設 | 入所施設 | 通所施設 | 入所施設 | グループホーム | 通所施設 | 入所施設 | グループホーム | 通所施設 | 入所施設 | | | | | | | グループホーム |
| I 事業の必要性 | | | | | | | | | | | | | | | (8)大規模修繕等の内容、程度 | (a) 安全確保のための修繕等 一定年数(10年)を経過して使用に堪えなくなった施設又は付帯設備により、利用者処遇に支障(雨漏り、空調不良等)を来しており、これを早急に解消するために必要な修繕工事。また、利用者の安全対策に必要な工事及び介護職員の負担軽減に資する整備。 | | (根拠) ・H7.11.30「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」(局長通知) ・評点のランク分けについては、県独自で基準を設けた。 (理由) 大規模修繕等は、施設・設備に生じている障害除去の緊急性や処遇向上のための修繕等の必要性を判断指標とし、障害除去や安全性確保を優先する。 | ・現地確認等により検討を行う。 |
| | | | | | | | | | | | | | | ① a、b双方に該当する修繕等を行う場合。 | | +4 | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | ② aに該当する修繕等を行う場合。 | | +3 | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | ③ bに該当する修繕等を行う場合。 | | +2 | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | ●審査対象外● a、bのどちらにも該当しない。 | × | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | (9)法令等の加算 | ①法令の改正等により、早急な改修が必要となる場合。 | +4 | (根拠) ・県独自の基準による。 (理由) 現況で建築基準法、消防法等の法令等への違反状態があれば、速やかに改善を図る必要があるため。 | |
| | | | | | | | | | | | | | | ③法令上の緊急的な改修が必要ではない場合。 | | ±0 | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | (10)地域防災計画との整合性 | ①市町村との間に福祉避難所としての協定を結んでおり、地域防災計画上に位置づけられた施設である。 | +2 | (根拠) ・県独自の基準：市町村の施設整備に係る取り組みや考え方等で評価する。 (理由) 法人と福祉避難所の協定を結ぶ主体が市町村であることから市町村の意向を考慮する必要があるため。 | ・市町村の意見書や聞き取りにより、施設整備に関する意向や考えを確認する。 ・②の「同意」については、賛意を示す場合のほか、市町村から明確な反対の意思表示がない場合も含める。 |
| | | | | | | | | | | | | | | ②市町村との間に福祉避難所としての協定を結んではいないが、市町村が施設整備に同意し、施設整備後に協定を結ぶ予定である。 | | +1 | | | |
| | | | | | | | | | | | | | ●審査対象外●市町村との間に福祉避難所としての協定を結ぶ予定がない。 | × | | | | | |

| | 審査対象 | | | | | | | | | | | | 特記事項 | 審査項目 | 基準 | 配点 | 項目設定の根拠・理由等 | 備考 | |
|--------------|------|------|---------|------|------|------|--------------|---------|------|--------------|------|----------|------|--|--------------|--|-----------------------|--|---|
| | 創設 | | 改築 | | 増築 | | 老朽民間社会福祉施設整備 | 大規模修繕等 | | 大規模修繕等(賃貸物件) | | 避難スペース整備 | | | | | | | |
| | 通所施設 | 入所施設 | グループホーム | 通所施設 | 入所施設 | 通所施設 | 入所施設 | グループホーム | 通所施設 | グループホーム | 通所施設 | 入所施設 | | | | | | | グループホーム |
| I 事業の必要性 | | | | | | | | | | | | | | | (11)災害時の受入者数 | ①災害時に障がい者等30人程度が長期的に避難生活が可能スペース(120㎡以上)が十分に確保されている。 ②災害時に障がい者等が長期的に避難生活が可能スペースは確保されているが、十分ではない(120㎡未満)。 | +2 ±0 | (根拠) ・H25.2.26「社会福祉施設等施設整備費における在宅障害者向け避難スペース整備の取扱いについて」(部長通知) (理由) 部長通知において、30人程度が長期的に避難生活が可能スペースの確保について明記されているため。 | ・「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」(厚生労働省作成)によると、一人あたりの平均面積は2~4㎡程度。 |
| II 事業の確実性 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 大規模修繕等は、新規に事業を始める場合及びグループホームで住居を追加する場合 | (1)用地の確保 | ①設置予定者が所有し、登記済みあるいは、地方公共団体から貸与を受けることが書面により確認できる。 ②土地譲渡確約書等により、用地の取得等が確実である。 ●審査対象外●用地の確保について書面により確認できない。 | +4 +2 x | (根拠) ・社会福祉法第25条 ・H12.12.1「社会福祉法人の認可について」(局長通知第2 法人の資産) (理由) 社会福祉法人は、社会福祉事業を行うにあたり必要な資産を備えなければならないため。 また、社会福祉法人以外の法人も事業の安定的な実施のためには、用地の確保が必須であるため。 | ・「土地譲渡確約書等」には土地の寄付、賃貸借及び地上権の設定に係る書面などを含む。 |

| 審査対象 | | | | | | | | | | | | | | 特記事項 | 審査項目 | 基準 | 配点 | 項目設定の根拠・理由等 | 備考 | | |
|------------------|------|---------|------|------|------|------|--------------|--------|---------|--------------|---------|----------|------|------|--|--|---|---|---|---|---|
| 創設 | | | 改築 | | 増築 | | 老朽民間社会福祉施設整備 | 大規模修繕等 | | 大規模修繕等(賃貸物件) | | 避難スペース整備 | | | | | | | | | |
| 通所施設 | 入所施設 | グループホーム | 通所施設 | 入所施設 | 通所施設 | 入所施設 | グループホーム | 入所施設 | グループホーム | 通所施設 | グループホーム | 通所施設 | 入所施設 | | | | | | | グループホーム | |
| II 事業の 確実性 | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | 大規模修繕等は、新規に事業を始める場合及びグループホームで住居を追加する場合 | (2) 用地に係る規制事項及び規制解除見込み | ①農振除外等の手続は不要で、抵当権等も設定されていない。 | +4 | (根拠) ・農業振興法、農地法、都市計画法等の土地利用、規制に係る法令や条例、民法等 (理由) 法人は、土地の利用等を規制する関係諸法令等が有る場合は、それらの規制等を解除しておく必要があるため。 | ・市町村農業委員会、県の所管課等で法的規制解除の手続きの進行状況を確認する。 ・抵当権等の利用制限については、その抹消を約する書面及び債務返済を見込む書面により確認する。 | |
| | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | | ②農振除外等の手続が必要であるが規制解除できる。または、抵当権等が設定されているが、抹消できることが書面で確認可能である。 ※ただし、法人において社会福祉事業のために設定された抵当権等で、今回の施設整備計画による自己資金の拠出に当たり、既存の借入に係る償還計画に新たな負担が生じないと認められるものを除く。なお、社会福祉法人においては、基本財産担保提供承認を受けて設定した抵当権等及び福祉医療機構からの借入に係る抵当権等に限る。 | +2 | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | ●審査対象外●農振除外等の規制または抵当権等について、解除または抹消することが確認できない場合 | | | × |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | (3) 建物の確保 | ①設置予定者がすでに建物賃貸借契約を締結しており、かつ、整備後の賃貸期間が10年以上であることが確約書等により確認できる。 | +4 | (根拠) ・「補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律(以下「補助金適法化法」という。)」 (理由) 補助金適法化により、補助財産に応じて処分制限期間が設けられており、少なくとも10年は補助物件で継続して事業を行う必要があるため。 | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | ②建物賃貸借確約書等により建物の賃貸借契約を締結することが確実であり、かつ、整備後の賃貸期間が10年以上であることが確認できる。 | | +2 | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | ●審査対象外●建物の賃貸借契約を締結することが確実でない。 | | × | | | |

| 審査対象 | | | | | | | | | | | | | | | 特記事項 | 審査項目 | 基準 | 配点 | 項目設定の根拠・理由等 | 備考 | | |
|------------------|------|------|------|------|------|--------------|--------|------|--------------|----------|------|------|---------|------|------|------|----|-----------------|---|-----------------------|---|---|
| 創設 | | 改築 | | 増築 | | 老朽民間社会福祉施設整備 | 大規模修繕等 | | 大規模修繕等(賃貸物件) | 避難スペース整備 | | 入所施設 | グループホーム | 入所施設 | | | | | | | グループホーム | |
| 通所施設 | 入所施設 | 通所施設 | 入所施設 | 通所施設 | 入所施設 | 通所施設 | 入所施設 | 通所施設 | 入所施設 | 通所施設 | 入所施設 | | | | | | | | | | | |
| II 事業の 確実性 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | (4) 施設整備基準への適合性 | ●審査対象外●国の施設整備基準に適合していない部分があるため、計画の変更が必要であるが、国庫協議までに改善される見込みがない。 | × | (根拠) ・H18.9.29「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、障害者総合支援法)に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」 ・H18.9.29「障害者総合支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準」 ・H24.2.3「児童福祉法に基づく指定通所支援事業所の人員、設備及び運営に関する基準」 ・H24.2.3「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準」 ・H24.12.25熊本県基準条例(※) (理由) 施設整備にあたっては、利用者の処遇の一定レベルの確保等のために基準が設定されているため。 | <基準の例> ・設置すべき部屋の種類 ・配置すべき職員数 ・廊下の幅 |
| | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | (5) 施設整備資金 | ① 寄付金・自己資金については金融機関の残高証明書・決算書等により証明され、全ての資金の確保が確実である。 ② 自己資金は十分ではないものの、寄付や借入れにより資金が確保できることが、融資確約書等で確認できる。 ●審査対象外●手持ちの預貯金がなく、現在保有していない資金(土地の売却代金等)を予定している場合。借入金があり、その返済計画に無理がある場合。 | +4 +2 × | (根拠) ・H13.7.23「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」5 指導監督上の留意事項について (2) 施設整備関係 ・H12.12.1「社会福祉法人の認可について」(課長通知第2 法人の資産) (理由) 無理な資金計画は、整備が不能となる可能性も孕み、不祥事案につながる場合も想定されるため。 | ・資金は、金融機関の残高証明や寄付申込書、借入申請書、決算書等(既設法人の場合)により判断する。 ※決算資料の財産目録等で確認。新設の場合は、本人からの寄付等の状況 |

| | 審査対象 | | | | | | | | | | | | 特記事項 | 審査項目 | 基準 | 配点 | 項目設定の根拠・理由等 | 備考 | | |
|------------------|------|------|---------|------|------|------|--------------|---------|------|--------------|----------|------|------|---|----------------------------|--|--|----|--|--|
| | 創設 | | 改築 | | 増築 | | 老朽民間社会福祉施設整備 | 大規模修繕等 | | 大規模修繕等(賃貸物件) | 避難スペース整備 | | | | | | | | | |
| | 通所施設 | 入所施設 | グループホーム | 通所施設 | 入所施設 | 通所施設 | 入所施設 | グループホーム | 入所施設 | 通所施設 | グループホーム | 通所施設 | | | | | | | 入所施設 | グループホーム |
| II 事業の 確実性 | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | (6) 施設長 (管理者) | これから新規に事業を始める場合 ※グループホームで既に事業所指定を受けている場合を除く | ① 資格要件を満たしている。 | +4 | (根拠) ・ H18. 9. 29 「障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」 ・ H18. 9. 29 「障害者総合支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準」 ・ H24. 2. 3 「児童福祉法に基づく指定通所支援事業所の人員、設備及び運営に関する基準」 ・ H24. 2. 3 「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準」 ・ H24. 12. 25 熊本県基準条例(※) (理由) 施設運営にとって、施設長(管理者)は重要な役割を担うため。 | ・ 計画の熟度、確実性を積極的に評価する。 ※施設長の資格要件=社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者 |
| | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | | | ② 資格要件を満たしていない場合、新たに施設を運営する法人について法人認可協議までに満たすことが確実である。また、既に施設を運営中の法人については、その施設(事業所)開設までに満たすことが確実である。 | | | +2 | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | ● 審査対象外 ● 資格要件を満たしておらず、法人認可協議若しくは施設(事業所)開設までに満たすことが確実でない。 | × | | |
| | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | (7) サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者 | これから新規に事業を始める場合 ※グループホームで既に事業所指定を受けている場合を除く | ① サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者の資格を有する者の配置が確実である場合。 | +4 | (根拠) ・ H18. 9. 29 「障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」、H18. 9. 29 「障害者総合支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準」 ・ H24. 2. 3 「児童福祉法に基づく指定通所支援事業所の人員、設備及び運営に関する基準」 ・ H24. 2. 3 「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準」 ・ H24. 12. 25 熊本県基準条例(※) (理由) 障害者総合支援法(児童福祉法)に基づく施設障害福祉サービスでは、一定の実務経験を有するサービス管理責任者(児童発達支援管理責任者)の配置が義務づけられているため。 | ・ 計画の熟度、確実性を積極的に評価して配点する。 |
| | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | | | ② サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者の有資格者を、事業所又は施設開設までに確保する予定。又は、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者に就任予定の者が事業所又は施設開設までに資格を取得する予定。 | | | +2 | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | ● 審査対象外 ● 一定の実務経験を有したサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者の配置は未定であり、事業所または施設開設までに資格の取得を満たすことが確実でない。 | × | | |

| 審査対象 | | | | | | | | | | | | | | 特記事項 | 審査項目 | 基準 | 配点 | 項目設定の根拠・理由等 | 備考 | |
|------------------|------|---------|------|------|------|--------------|---------|------|--------------|------|----------|---------|--|--|------------------------------------|---------------|--|-------------|---|---|
| 創設 | | 改築 | | 増築 | | 老朽民間社会福祉施設整備 | 大規模修繕等 | | 大規模修繕等(賃貸物件) | | 避難スペース整備 | | | | | | | | | |
| 通所施設 | 入所施設 | グループホーム | 通所施設 | 入所施設 | 通所施設 | 入所施設 | グループホーム | 通所施設 | グループホーム | 通所施設 | 入所施設 | グループホーム | | | | | | | | |
| II 事業の 確実性 | ○ | ○ | ○ | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | これから新規に事業を始める場合又はグループホームで住居を追加する場合 | (8)事業開始時の運営資金 | ①事業運営資金の額が、年間事業費の2/12以上確保されている。 | +4 | (根拠) ・H12.12.1「社会福祉法人の認可について」(課長通知)第2法人の資産(3)(理由) 介護給付費、訓練等給付費の受給者への交付が、事業開始の約2ヶ月後となるため。 | ・資金は、金融機関の残高証明や寄付申込書、借入申請書、決算書等(既設法人の場合)により判断する。 ・左記課長通知により、必要な資産として年間事業費の1/12以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有していなければならないこととされている。また、2/12以上有していることが望ましいとされている。 ※年間事業費(事業所単位)と、財産目録の流動資産の預金・現金合計額を比較する。 |
| | | | | | | | | | | | | | | ②事業運営資金の額が、年間事業費の1/12以上2/12未満が確保されている。 | | | ±0 | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | ●審査対象外●事業運営資金の額が、年間事業費の1/12未満である場合。 | x | | | | | |
| | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | (9)事業収支見直し | ●審査対象外●収入・支出の算定基礎が恣意的であるなど収支計算が不適切な場合又は収支差額がマイナスで安定した運営が見込めない場合。 | x | (根拠) ・H12.12.1「社会福祉法人の認可について」 1 社会福祉事業 (2) 社会福祉法第3~5条、第61条(理由) 安定した運営は、利用者の処遇の維持・向上に不可欠であるため。 | ・算定基礎が適切であるほど、事業収支見通しの精度が高まり、より安定した施設運営に繋げることができる。 ※事業所単位で年間の収入と支出を比較する。 |

| | 審査対象 | | | | | | | | | | | | 特記事項 | 審査項目 | 基準 | 配点 | 項目設定の根拠・理由等 | 備考 | | | |
|-----------|------|------|---------|------|------|------|--------------|---------|------|--------------|---------|----------|------|---|--|--------------------------------------|---|--|--|--|--------------------------------------|
| | 創設 | | 改築 | | 増築 | | 老朽民間社会福祉施設整備 | 大規模修繕等 | | 大規模修繕等(賃貸物件) | | 避難スペース整備 | | | | | | | | | |
| | 通所施設 | 入所施設 | グループホーム | 通所施設 | 入所施設 | 通所施設 | 入所施設 | グループホーム | 通所施設 | 入所施設 | グループホーム | 通所施設 | | | | | | | 入所施設 | グループホーム | |
| Ⅲ 立地条件 | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | 大規模修繕等は新規に事業を始める場合又はグループホームで住居を追加する場合 民老の場合は移転を伴うもののみ | (2)土砂災害等の危険性 | ①現在、危険地域(※)にある施設を、危険地域以外の場所へ移転する場合。 | +2 | (根拠) ・R3.3.17付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課保護課事務連絡 | ※危険地域とは、土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)、土砂災害警戒区域(イエローゾーン)、土砂災害危険箇所(土石流危険渓流箇所、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所)及び洪水浸水想定区域を言う。 | |
| | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ②危険地域以外の場所で、施設を創設、移転(①を除く)、または、大規模修繕等を行う場合。(グループホームの住居の追加を含む) | | | ±0 | (理由) 建物の立地の安全面への配慮から、危険地域への新規計画を厳しく評価する。 なお、土砂災害警戒区域(イエローゾーン)、洪水浸水想定区域は法律上の規制はないものの、上記事務連絡の趣旨に鑑み原則、補助対象外とするが、洪水浸水想定区域は一律広範で地域によっては大部分で施設整備ができなくなるおそれがあるため想定される浸水に対して十分な対策がとられている場合は、例外的に補助対象外としない。 | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | ③危険地域のうち洪水浸水想定区域に、施設を創設、移転、または、大規模修繕等を行う場合(グループホームの住居の追加を含む)で、想定される浸水等に対して十分な対策がとられている場合。 | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | ●審査対象外●危険地域に施設を創設、移転、または、大規模修繕等を行う場合。(ただし③の場合を除く。) | × | | | |
| Ⅳ 法人運営 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 既に法人格を有している社会福祉法人 | (1)社会福祉法人の監査状況 | ●審査対象外●文書指摘事項を改善する見込みがない。 | × | (根拠) ・県独自の基準で評価 (理由) 法令、通知に基づいた健全な施設運営は利用者の処遇の維持向上には不可欠であるため。 | | | |
| | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | 既に法人格を有している場合 ※新規法人等で事業実績のない場合を除く | (2)第三者評価制度について | ①主たる事業について事前協議を行う年度及びその前3カ年度のいずれかの年度において、第三者評価を受審し、評価結果を公表している。 | +2 | | ・第三者評価制度を導入し、評価結果を公表している施設を積極的に評価する。 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | ②主たる事業ではないが、事前協議を行う年度及びその前3カ年度のいずれかの年度において、第三者評価を受審し、評価結果を公表している。 | +1 | (根拠) ・県独自の基準による。 (理由) 第三者評価制度を導入し、その評価結果を公表することは、利用者の視点に立った障害福祉サービスの向上につながるため。 | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ③第三者評価を受審しているが、公表をしていない。もしくは、受審していないが、確約書の提出がある。 | ±0 | |
| | | | | | | | | | | | | | | ●審査対象外●第三者評価を受審しておらず、確約書の提出もない | × | | | | | | |

| | 審査対象 | | | | | | | | | | | | | 特記事項 | 審査項目 | 基準 | 配点 | 項目設定の根拠・理由等 | 備考 | | |
|------------|------|------|---------|------|------|------|--------------|---------|------|--------------|----------|------|------|------|-----------------------------------|--|----------------------|---|----|---|---|
| | 創設 | | 改築 | | 増築 | | 老朽民間社会福祉施設整備 | 大規模修繕等 | | 大規模修繕等(賃貸物件) | 避難スペース整備 | | | | | | | | | | |
| | 通所施設 | 入所施設 | グループホーム | 通所施設 | 入所施設 | 通所施設 | 入所施設 | グループホーム | 入所施設 | 通所施設 | グループホーム | 通所施設 | 入所施設 | | | | | | | グループホーム | |
| IV 法人運営 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 新たに社会福祉法人格を取得する場合 | (3) 設立代表者 | ① 設立代表者が、整備しようとする施設に関連する業務に1年以上従事した実績や当該業務に関する識見を有する。 | +2 | (根拠) ・ 県独自の基準による。 (理由) 法人及び事業所又は施設運営にとって、設立代表者の識見は重要な要素であり、計画の熟度、確実性に関係してくるため。 | ・ 計画の熟度、確実性を積極的に評価して配点する。 ※本項目は、社会福祉法人設立に係る審査と並行して、施設整備に係る審査を行う場合のみ使用する。 |
| | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ② 設立代表者は、整備しようとする施設に関連する業務に従事した特段の実績や当該施設業務に関する識見を有しない。 | ±0 | | |
| IV 法人運営 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 新たに社会福祉法人格を取得する場合 | (4) 役員等(理事、監事、評議員)構成 | ① 法人審査基準を満たしており、役員(理事、監事)、評議員共に特定している。 | +2 | (根拠) ・ 社会福祉法第36条~42条、H12.12.1「社会福祉法人の認可について」(局長、課長通知第3 法人の組織運営) (理由) 法人運営にとって、理事等の役員は重要な構成要素であるため。 | ・ 計画の熟度、確実性を積極的に評価して配点する。 ※本項目は、社会福祉法人設立に係る審査と並行して、施設整備に係る審査を行う場合のみ使用する。 |
| | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ② 法人審査基準を満たしており、役員(理事、監事)は特定している。 | | | +1 | | | |
| | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ● 審査対象外 ● 審査基準を満たした役員(理事、監事)、評議員が確保できていない。 | × | | |
| V 各取組状況 | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | 大規模修繕等は、新たに事業を始める場合又はグループホームで住居を追加する場合 | (1) 地域との連携・交流計画の有無 | ① 日常的に地域との交流が図れる場所に立地しており、交流計画の策定等、交流を図るための取組みが行われている。 | +2 | (根拠) ・ H18.9.29「障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」、H18.9.29「障害者総合支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準」 ・ H24.2.3「児童福祉法に基づく指定通所支援事業所の人員、設備及び運営に関する基準」 ・ H24.2.3「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基 | ・ 国の左記基準や県の障害者プランで障がい者と地域社会との交流を重要視していることから、具体的な交流計画がある場合は、2点を配点する。 |
| | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | | | ② 日常的に地域と交流が図れる場所に立地していないが、交流計画の策定等、交流を図るための取組みが行われている。 | +1 | | |

| | 審査対象 | | | | | | | | | | | | | 特記事項 | 審査項目 | 基準 | 配点 | 項目設定の根拠・理由等 | 備考 | |
|------------|------|------|---------|------|------|------|------|--------------|--------|------|--------------|---------|----------|------|-------------------|------------------|--|-------------|---|---|
| | 創設 | | | 改築 | | 増築 | | 老朽民間社会福祉施設整備 | 大規模修繕等 | | 大規模修繕等(賃貸物件) | | 避難スペース整備 | | | | | | | |
| | 通所施設 | 入所施設 | グループホーム | 通所施設 | 入所施設 | 通所施設 | 入所施設 | グループホーム | 入所施設 | 通所施設 | 入所施設 | グループホーム | 通所施設 | | | | | | | 入所施設 |
| V 各取組状況 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | (4)市町村障害者計画との整合性 | ①市町村障がい者計画との整合性があり、整備予定地の市町村は施設整備に同意している。 | +2 | (根拠) ・県独自の基準：市町村の施設整備に係る取り組みや考え方等で評価する。 (理由) 支援費制度の開始により、事業の実施主体が市町村となったことや整備予定地の市町村障害者計画を考慮する必要があるため。 | ・市町村の意見書や聞き取りにより、施設整備に関する意向や考えを確認する。 ・「同意」については、賛意を示す場合のほか、市町村から明確な反対の意思表示がない場合も含める。 ・市町村障がい者計画に沿った施設整備又は市町村が具体的に支援する施設整備であることは、障がい者福祉政策の推進に貢献することを重要視し、2点を配点 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | ●審査対象外●整備予定地の市町村が施設整備に同意していない。 | × | | |
| | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | (5)障がい者雇用 | ①職員に障がい者を雇用（正規雇用）している。 | +4 | (根拠) ・県独自の基準：福祉施設に関する県の各種事業、施策の促進や発展に繋がるかを判断。 (理由) 障がい者福祉施策の推進に繋がる施設整備計画に対して積極的に評価する。 | ・事業所単位ではなく、法人全体での雇用状況 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | ②職員に障がい者を雇用（非正規雇用）している。 | +3 | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | ③職員に障がい者を雇用していないが、雇用に向けた具体的な取り組みを行っている。（新規法人等で事業実績等がない場合のみ適用。） | +2 | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | ④職員に障がい者を雇用していない。 | ±0 | | | | |
| | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | (6)バリアフリーへの対応 | ●審査対象外●施設整備計画にバリアフリーを取り入れていない。 | × | (根拠) ・県独自の基準：障がい者福祉施設としてバリアフリー対応は基本的事項であるため | |

| 審査対象 | | | | | | | | | | | | | | 特記事項 | 審査項目 | 基準 | 配点 | 項目設定の根拠・理由等 | 備考 | | |
|------------|------|---------|------|------|------|--------------|---------|------|--------------|------|----------|---------|---|--|------------------|--|-----------------|---|----------|--|--------------------------------------|
| 創設 | | 改築 | | 増築 | | 老朽民間社会福祉施設整備 | 大規模修繕等 | | 大規模修繕等(賃貸物件) | | 避難スペース整備 | | | | | | | | | | |
| 通所施設 | 入所施設 | グループホーム | 通所施設 | 入所施設 | 通所施設 | 入所施設 | グループホーム | 入所施設 | グループホーム | 通所施設 | 入所施設 | グループホーム | | | | | | | | | |
| V 各取組状況 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | スプリンクラー設備整備など木材の利用が困難な場合を除く | (7) 県産木材利用の推進 | ① 県産木材を利用した施設の木造化、及び、内装の木質化を行う。 ② 県産木材を利用した施設の木造化、または、内装の木質化を行う ③ 県産木材を利用した施設の木造化、または、内装の木質化を行わない。 | +2 +1 ±0 | (根拠) ・「熊本県公共施設・公共工事木材利用推進基本方針」(H23.2) (理由) 県産木材を利用した公共建築物の木造化・木質化に対して積極的に評価する。 | | | |
| | ○ | ○ | ○ | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 新たに事業所又は施設を始める場合(グループホームで住居を追加する場合を除く) | (8)-1 危機管理への取組状況 | ① 災害時の危機管理マニュアルの作成が行われている。 ② 災害時の危機管理マニュアルの作成を行っていないが、今後策定される予定である場合。 | +2 ±0 | (根拠) ・県独自の基準 (理由) 災害発生時、自力避難が困難な人が多く利用する障がい者福祉施設においては、日頃より災害対策が必要となるため。 | | | |
| | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 既に事業所又は施設を経営中の場合(グループホームで住居を含む) | (8)-2 危機管理への取組状況 | ① 災害時の危機管理マニュアルの作成や訓練等の取組みを行っている。 ② 災害時の危機管理マニュアルの作成は行っているが、訓練等の取組みを行っていない。 ③ 災害時の危機管理マニュアルの作成や訓練等の取組みを行っていない。 | +2 +1 ±0 | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | | (9) 避難スペースの活用計画 | ① 平常時においても地域に密着した事業を実施して避難スペースを活用するための具体的な計画がある。 ② 平常時において地域に密着した事業を実施して避難スペースを活用するための具体的な計画がない。 | +2 ±0 | (根拠) ・H25.2.26「社会福祉施設等施設整備費における在宅障害者向け避難スペース整備の取扱いについて」(部長通知) | ・市町村の意見書や聞き取りにより、施設整備に関する意向や考えを確認する。 |

| | 審査対象 | | | | | | | | | | | | 特記事項 | 審査項目 | 基準 | 配点 | 項目設定の根拠・理由等 | 備考 | |
|------------|------|------|---------|------|------|------|--------------|---------|------|--------------|------|----------|------|------|-----------------|--|-------------|--|--------------------------------------|
| | 創設 | | 改築 | | 増築 | | 老朽民間社会福祉施設整備 | 大規模修繕等 | | 大規模修繕等(賃貸物件) | | 避難スペース整備 | | | | | | | |
| | 通所施設 | 入所施設 | グループホーム | 通所施設 | 入所施設 | 通所施設 | 入所施設 | グループホーム | 通所施設 | グループホーム | 通所施設 | 入所施設 | | | | | | | グループホーム |
| V 各取組状況 | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | (10)-1 苦情処理への対応 | ①苦情への対処方針や計画が策定されている場合。 | +1 | (根拠) ・社会福祉法第82条 ・H12.6.7「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組み」の指針について ・H18.9.29「障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」、H18.9.29「障害者総合支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準」 ・H24.2.3「児童福祉法に基づく指定通所支援事業所の人員、設備及び運営に関する基準」 ・H24.2.3「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準」 ・H24.12.25熊本県基準条例(※) (理由) 事故処理は、利用者の処遇改善に係る重要な取り組みであるため。 | ・既に事業所又は施設を経営中の法人については、監査調書等により判断する。 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | ②苦情への対処方針や計画が策定されていないが、今後策定される予定である場合。 | ±0 | | |
| | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | (10)-2 苦情処理への対応 | ①苦情に対する計画や体制が整っており、かつ、計画に沿った対応がなされている場合。 | +1 | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | ②苦情に対する体制や計画が整ってはいるが、計画に沿った対応がなされていない場合。 | ±0 | | |

| | 審査対象 | | | | | | | | | | | | 特記事項 | 審査項目 | 基準 | 配点 | 項目設定の根拠・理由等 | 備考 | | |
|------------|------|------|---------|------|------|------|--------------|---------|------|--------------|----------|------|------|--|--|----------------|--|----|---|--------------------------------------|
| | 創設 | | 改築 | | 増築 | | 老朽民間社会福祉施設整備 | 大規模修繕等 | | 大規模修繕等(賃貸物件) | 避難スペース整備 | | | | | | | | | |
| | 通所施設 | 入所施設 | グループホーム | 通所施設 | 入所施設 | 通所施設 | 入所施設 | グループホーム | 通所施設 | グループホーム | 通所施設 | 入所施設 | | | | | | | グループホーム | |
| V 各取組状況 | ○ | ○ | ○ | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 新たに事業所又は施設を始める場合(グループホームで住居を追加する場合を除く) | (11)-1事故発生への対応 | ①事故への対処方針や計画が策定されている場合。 | +1 | (根拠) ・社会福祉法第82条 ・H12.6.7「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組み」の指針について ・H18.9.29「障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」、H18.9.29「障害者総合支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準」 ・H24.2.3「児童福祉法に基づく指定通所支援事業所の人員、設備及び運営に関する基準」 | ・既に事業所又は施設を経営中の法人については、監査調書等により判断する。 |
| | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ②事故の対処方針や計画が策定されていないが、今後策定される予定である場合。 | ±0 | | |
| | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 既に事業所又は施設を経営中の場合(グループホームで住居を追加する場合を含む) | (11)-2事故発生への対応 | ①事故に対する計画や体制が整っており、かつ、計画に沿った対応がなされている場合。 | +1 | ・H24.2.3「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準」 ・H24.12.25熊本県基準条例(※) (理由) 事故処理への対応は、利用者の処遇改善に係る重要な取り組みであるため。 | |
| | | | | | | | | | | | | | | ②事故に対する体制や計画が整ってはいるが、計画に沿った対応がなされていない場合。 | ±0 | | | | | |

※熊本県基準条例
 ・熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
 ・熊本県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
 ・熊本県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例
 ・熊本県障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例
 ・熊本県福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例
 ・熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
 ・熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例